

2015年7月15日  
デジタル・フォレンジック研究会  
「法務・監査」分科会

# 個人情報情報の消去・削除の法的規制 をめぐって

湯浅 壘道

情報セキュリティ大学院大学

1

## 自己紹介

- 1970年生、青山学院大学法学部公法学科卒業、慶應義塾大学大学院法学研究科政治学専攻博士課程退学
- 2008年九州国際大学法学部教授
- 2008年九州国際大学副学長(9月～)
- 2011年情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授、2012年学長補佐
- 日本セキュリティ・マネジメント学会常任理事、情報ネットワーク法学会副理事長、デジタル・フォレンジック研究会理事
- 中央大学、九州大学、横浜市立大学、愛知学院大学講師
- 神奈川県情報公開・個人情報保護審議会委員、埼玉県本人各本情報保護審議会会長、埼玉県特定個人情報保護評価委員会委員長、渋谷区個人情報の保護及び情報公開審議会委員、川崎市情報公開運営審議会委員
- 一般財団法人日本データ通信協会電気通信個人情報保護推進センター諮問委員会委員長、株式会社ベネッセホールディングス情報セキュリティ監視委員会委員長代理

2

## 現行の法的規制 (行政機関・独法・地方公共団体)

3

## 個人情報管理単位

- 個人情報保護法制だけではない
  - 機密
  - 文書、公文書
  - 個人情報ファイル
  - セキュリティ
  - 電磁的記録
  - 個人情報

4

電磁的記録  
手持ちメモ

公文書  
管理法制

個人  
情報

個人情報保護  
法制

「文書」

個人  
情報

## 公文書管理法制

- 文書の種類に応じて、保存期間を規定
- 保存期間が経過したものは原則廃棄、または公文書館へ
- 公文書公開請求における議論
  - 「組織共用性」
  - ICレコーダー等、メール、SNS
  - 手持ちメモ、個々のWordやExcelファイル

# 個人情報保護法制

## ■「個人情報ファイル」概念

- 民間事業者規制法である個人情報保護法には存在せず

## ■削除の規定をもたない場合が多い

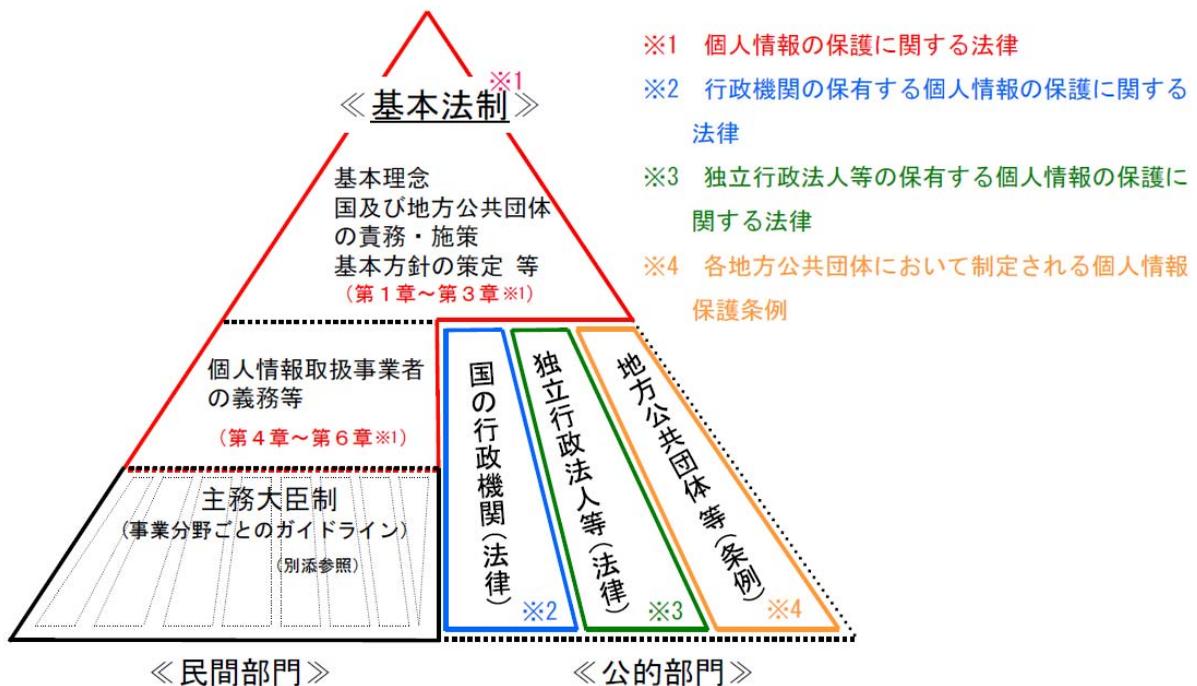
- 公文書管理法制などの保存期間に依存

## ■2000個問題

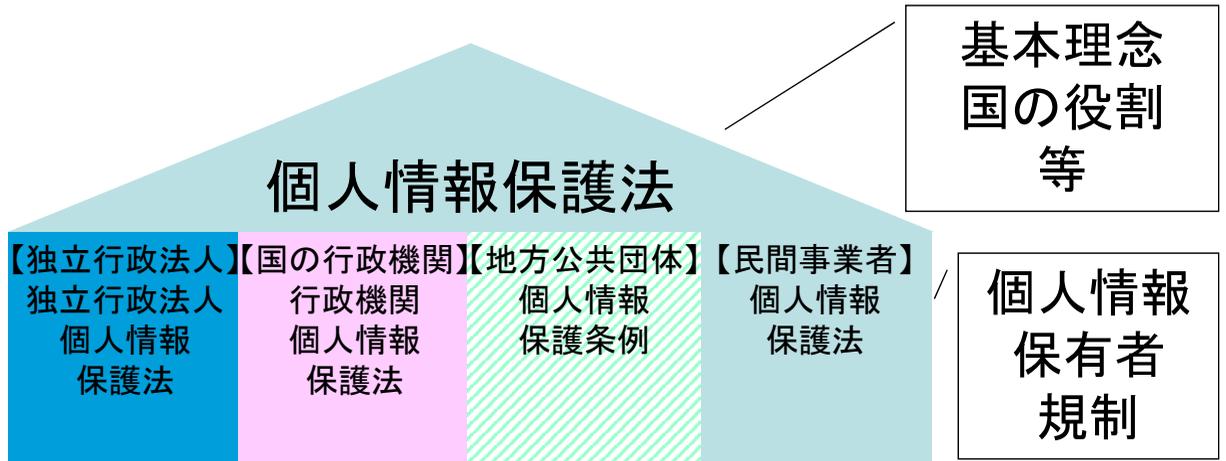
- 行政機関、独立行政法人(別表の民間事業者含む) + 自治体条例
- 空白地帯

7

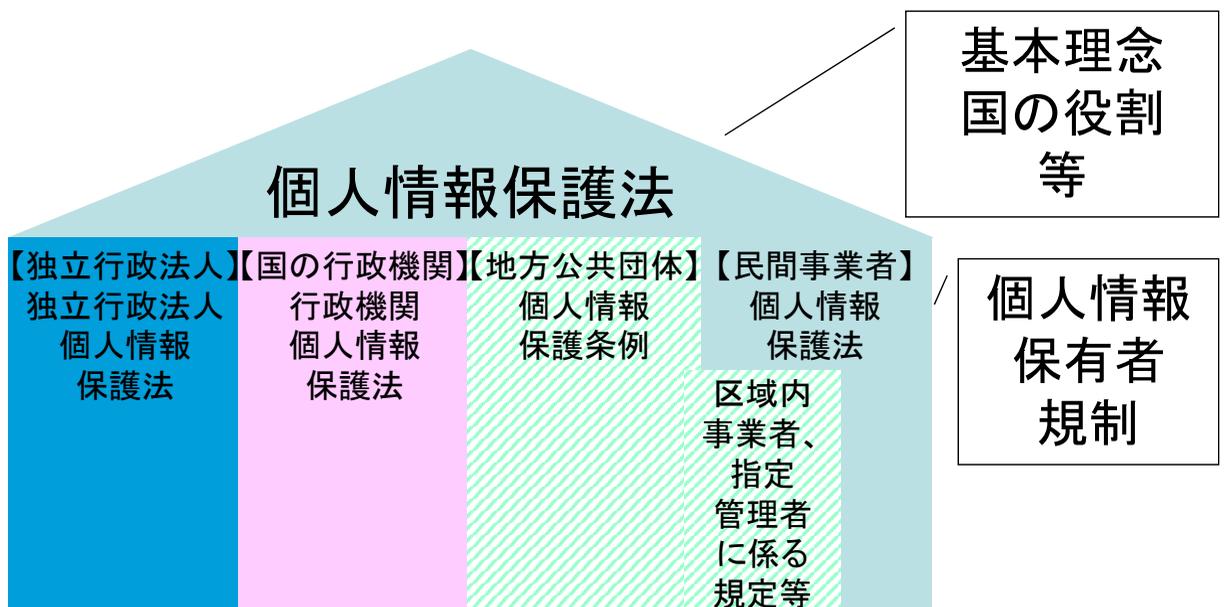
# 個人情報保護法制

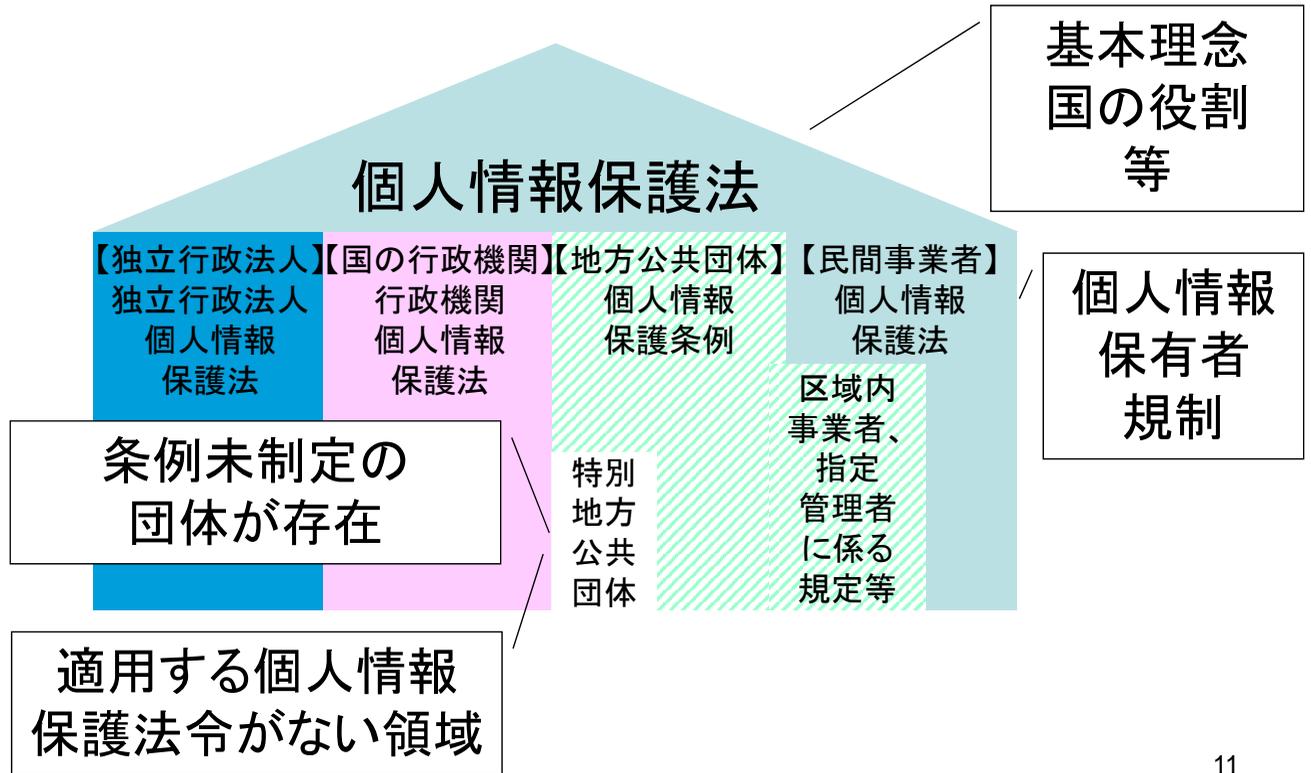


8



- 「個人情報」の定義が異なる
- 個人情報の取扱いに関する規制が異なる

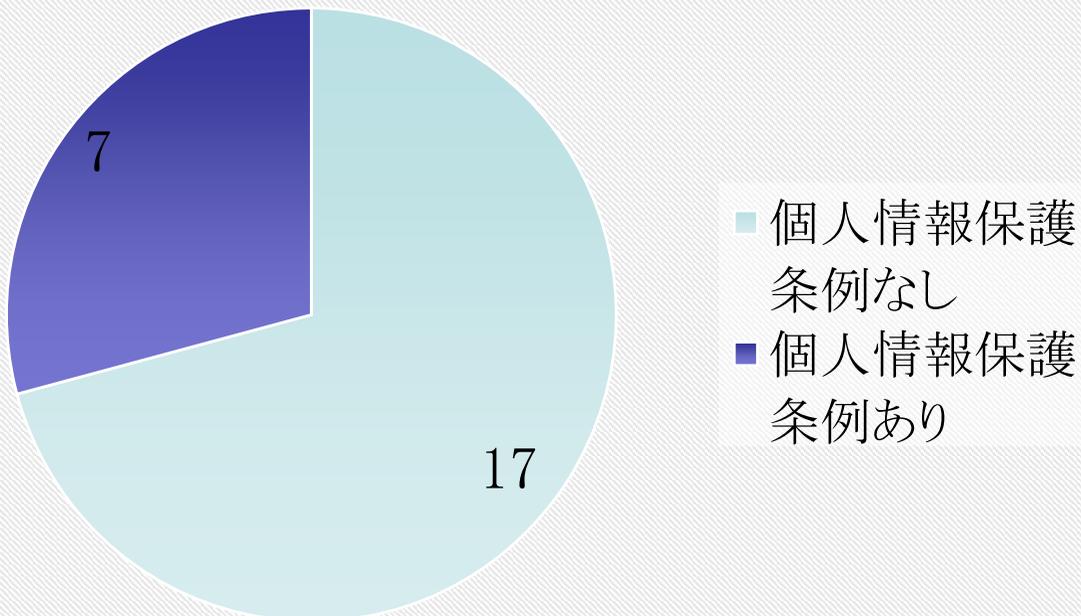




## 鈴木内科医院問題

個人情報を取り扱う主体	適用法	監督官庁
厚生労働省	行政機関個人情報保護法	総務省
国立がん研究センター	独立行政法人個人情報保護法	総務省
岩手県立〇〇病院	岩手県個人情報保護条例	岩手県
宮城県立〇〇病院	宮城県個人情報保護条例	宮城県
陸前高田市立〇〇病院	陸前高田市個人情報保護条例	陸前高田市
大船渡市立△△病院	大船渡市個人情報保護条例	大船渡市
医療福祉法人済生会	個人情報保護法	厚生労働省
鈴木内科医院	個人情報保護法	厚生労働省
隠岐広域連合立隠岐病院、隠岐島前病院	隠岐広域連合個人情報保護条例	隠岐広域連合
〇〇市立××病院 指定管理者：民間事業者 (医療福祉法人△△会) の場合	〇〇市の指定管理者募集要項や条例等に規定されている場合＝〇〇市個人情報保護条例	〇〇市
	規定がない場合＝個人情報保護法	厚生労働省
足柄上衛生組合立足柄上地区休日急患診療所	適用法なし	足柄上衛生組合

## 神奈川県内の広域連合・一部事務組合における個人情報保護条例制定状況



13

# オープンデータ

## ■法令・例規の根拠を欠く現状

- 「オープン」「データ」の定義
- 他の法令・例規でデータの取扱いが規定されている場合
- データ保存が義務づけられていない場合
- 「公文書」化されていない手元メモ類、WordやExcelファイル類もオープン化?
- 個人情報保護との関係

- 「文書」を廃棄する → 当該文書に含まれる個人情報も自動的に削除
  - 文書作成に用いた手持ちメモや電磁的記録(WordやExcel等)は?
- オープンデータとの関連
  - 削除 → オープン化できない
  - 個人情報の取扱

## 現行の法的規制(民間事業者)

## 個人情報保護法19条

- 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

## 個人情報保護法26条

- 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの**内容の訂正、追加又は削除**(以下この条において「訂正等」という。)を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

- 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の**停止又は消去**(以下この条において「**利用停止等**」という。)を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの**利用停止等**を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの**利用停止等**に多額の費用を要する場合その他の**利用停止等**を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

## アメリカの例

# 州法による規制

- 民間事業者を適用対象とした Security Breach Notification Lawと Data Disposal Law
- 多くの州がData Disposal Lawを制定
- 事業者に対して、必要のなくなった個人情報削除を求める

21

州	セキュリティ侵害通知法	データ廃棄法	州	セキュリティ侵害通知法	データ廃棄法
Alabama	×	×	Montana	◎	◎
Alaska	◎	◎	Nebraska	◎	×
Arizona	◎	◎	Nevada	◎	◎
Arkansas	◎	◎	New Hampshire	◎	×
California	◎	◎	New Jersey	◎	◎
Colorado	◎	◎	New Mexico	×	×
Connecticut	◎	◎	New York	◎	◎
Delaware	◎	×	North Carolina	◎	◎
Florida	◎	×	North Dakota	◎	×
Georgia	◎	◎	Ohio	◎	×
Hawaii	◎	◎	Oklahoma	◎	×
Idaho	◎	×	Oregon	◎	◎
Illinois	◎	◎	Pennsylvania	◎	×
Indiana	◎	◎	Rhode Island	◎	◎
Iowa	◎	×	South Carolina	◎	◎
Kansas	◎	◎	South Dakota	×	×
Kentucky	×	◎	Tennessee	◎	×
Louisiana	◎	×	Texas	◎	◎
Maine	◎	◎	Utah	◎	◎
Maryland	◎	◎	Vermont	◎	◎
Massachusetts	◎	×	Virginia	◎	×
Michigan	◎	◎	Washington	◎	◎
Minnesota	◎	×	West Virginia	◎	×
Mississippi	◎	×	Wisconsin	◎	◎
Missouri	◎	◎	Wyoming	◎	×

- Cal. Civ. Code § § 1798.81
- A business shall take all reasonable steps to **dispose**, or **arrange for the disposal**, of customer records within its custody or control containing personal information when the records are no longer to be retained by the business by (a) shredding, (b) erasing, or (c) otherwise modifying the personal information in those records to make it unreadable or undecipherable through any means.

## 今後の法規制

## 19条

- 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

25

## 29条

- 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を請求することができる。

26

## 30条

- 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第16条の規定に違反して取り扱われているとき又は第17条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下この条において「利用停止等」という。)を請求することができる。
- ※16条:利用目的による制限、  
17条:適正取得(要配慮情報の同意なし  
取得の原則禁止)

27

## マイナンバー法

- 特定個人情報保護委員会
  - 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」「特定個人情報に関する安全管理措置(事業者編)」
- 事務を行う必要がなくなった場合、所管法令等において定められている保存期間等を経過したら、マイナンバーはできるだけ速やかに削除又は廃棄
- その際、復元できない方法で削除又は廃棄しなければならない
- 削除・廃棄の記録を保存する(外部に委託する場合には、証明書等で確認する)

28

## 検討

29

## 消去、削除、廃棄

### ■マイナンバー法ガイドラインの場合

#### ●削除

◆電磁的記録を念頭?

◆「消去」とは異なるのか?

#### ●廃棄

◆紙の記録等を念頭?

30

## ■個人情報保護法の場合

- 訂正等
  - ◆保有個人データの内容の訂正、追加又は削除
- 利用の停止等
  - ◆保有個人データの利用の停止又は消去
- どちらも保有個人データが対象

31

## ■マイナンバーの場合

- 復元できない方法で削除又は廃棄
- 「復元できない方法」とはどの程度のレベルを指すか

## ■改正個人情報保護法の場合

- マイナンバー法と同レベルか

32

## 国際的調和

33

## 非関税障壁(?)としての 個人情報保護法

2015 National Trade Estimate Report on  
FOREIGN TRADE BARRIERS



- アメリカ通商  
代表部
- 2015年各国別  
非関税障壁  
報告書

Ambassador Michael B.G. Froman  
Office of the United States Trade Representative

<https://ustr.gov/sites/default/files/2015%20NTE%20Combined.pdf>

34

## ■プライバシー

### *Privacy*

Separate and inconsistent privacy guidelines among Japanese ministries have created an unnecessarily burdensome regulatory environment with regard to the storage and general treatment of personally identifiable information in Japan. The United States has urged Japan to introduce greater uniformity in the enforcement of the Privacy Act across the central government through policy standardization and consistent implementation of guidelines. The Abe Government's Cabinet Secretariat plans to submit a bill to the Diet in 2015 to amend the Privacy Act. The amendment would seek to enhance the use of personal data for business purposes while protecting privacy. The current version of the bill envisions a third party authority similar to the EU's Privacy Commissioner, although the extent of the authority's power is still under deliberation. The United States worked with Japan through the Asia-Pacific Economic Cooperation to facilitate Japan's participation in the Cross Border Privacy Rules (CBPR) system, a voluntary system of commercial data privacy standards. In April 2014, Japan received approval to join CBPR.

## ■Japan, P. 216

35

- 省庁ごとに内容が異なるガイドラインが複数存在し、個人を識別できる情報とストレージに関する事業に関して、不必要で障壁となる規制環境
- アメリカ政府は、日本政府に対して、ポリシー統一化とガイドラインの統一的運用によってプライバシー法の統一性の実現を主張
- 安倍内閣は2015年にプライバシー法の改正法を国会に提出予定

36

- 改正法案はEU型の第三者機関の創設を予定しているが、第三者機関の規制権限は未確定
- アメリカは、日本政府と共に、APECの越境プライバシー・ルール・システム(Cross Border Privacy Rules = CBPR System)への日本の参加を推進
- 2014年4月、日本のCBPRへの参加が認められた